

労働衛生自主点検票

点検者		点検年月日	令和 年 月 日
-----	--	-------	----------

1 全国労働衛生週間における実施事項

ア 労働衛生旗(又は安全衛生旗)を掲揚している。	いる	いない
イ 労働衛生週間のポスター・標語等を掲示している。	いる	いない
ウ 経営トップの労働衛生(又は安全衛生)パトロールを実施している。	いる	いない
エ ア～ウ以外で労働衛生週間にふさわしい取組を行っている。 (内容:)	いる	いない

2 労働衛生管理体制の整備と労働衛生管理活動の推進

ア 衛生管理者(安全衛生推進者、衛生推進者)を選任している。	該当なし	いる	いない
イ アの者は定期的に職場巡視をしている。	該当なし	いる	いない
ウ 産業医を選任している。	該当なし	いる	いない
エ 産業医は定期的に職場巡視をしている。	該当なし	いる	いない
オ 衛生委員会(安全衛生委員会)又はこれに準じたものを設置し、 定期開催している。	いる		いない
カ 作業主任者(有機、特化等の衛生関係)を選任している。 (作業主任者の種類:有機・特化・鉛・四アルキル鉛・酸欠・石綿・高圧室内作業)	該当なし	いる	いない
キ 作業主任者の氏名・職務を掲示している。	該当なし	いる	いない
ク 安全衛生管理活動計画を作成している。		いる	いない

3 作業環境管理の実施

ア 作業環境測定を定期的に行っている。	該当なし	いる	いない
イ 測定結果を評価し、設備等の改善を講じている。	該当なし	いる	いない
ウ 必要な場所に局所排気装置等が設置されている。	該当なし	いる	いない
エ 局所排気装置等を定期的に点検している。	該当なし	いる	いない
オ 継続して金属アーク溶接を行う屋内作業場で個人サンプリングを実施している。	該当なし	いる	いない

4 作業管理の実施

(1)化学物質の管理の推進

ア 安全データシート(SDS)を入手し、周知している。	該当なし	いる	いない
イ 化学物質のリスクアセスメントを実施している。	該当なし	いる	いない
ウ 有害性を評価し、ばく露防止等の作業手順を定めている。	該当なし	いる	いない
エ ウの作業手順を守っている。	該当なし	いる	いない
オ 保護具を適正に着用している。	該当なし	いる	いない

(2)職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

ア 作業方法の変更、助力装置や運搬器具の導入等で、作業の負荷や 姿勢等による身体への負担を軽減させている。	該当なし	いる	いない
イ 腰痛の発生要因を排除又は低減できるよう、作業動作・姿勢・手順・ 時間等について作業標準を策定している。	該当なし	いる	いない

5 健康管理の実施

(1)健康診断の実施等

ア 一般健康診断を定期的実施している。		いる	いない
イ 特殊健康診断を定期的実施している。	該当なし	いる	いない
ウ 通達で示されている健康診断を実施している (VDT 作業、振動業務等)。	該当なし	いる	いない
エ ア～ウの結果について、医師等からの意見聴取を実施している。	該当なし	いる	いない
オ エの結果に基づき、事後措置を講じている (勤務の軽減、配置転換等)。	該当なし	いる	いない

(2)ストレスチェックの実施

ア ストレスチェックを実施している。	該当なし	いる	いない
イ 面接の申出があった場合、医師による面接指導を実施している。	該当なし	いる	いない
ウ イの結果に基づき、必要に応じ就業上の措置を講じている。	該当なし	いる	いない
エ ストレスチェックの結果を職場ごとに集団的分析している。	該当なし	いる	いない
オ エの結果を職場環境の改善に活用している。	該当なし	いる	いない

(3)メンタルヘルス対策の推進

ア 職場におけるメンタルヘルス対策を実施している。		いる	いない
イ アで「いる」と回答した事業場のみ			
衛生委員会等で調査審議している。		いる	いない
事業場における実態を把握している。		いる	いない
「心の健康づくり計画」を策定している。		いる	いない
事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任している。		いる	いない
教育研修・情報提供を実施している。		いる	いない

(4)過重労働による健康障害防止対策の推進

ア 毎月1回以上、一定の期日に時間外・休日労働時間を算定し長時間労働者を把握している。		いる	いない
イ 長時間労働者に対して、医師による面接指導を受けさせている。	該当なし	いる	いない
ウ イの結果に基づき、事後措置を講じている (勤務の軽減、配置転換等)	該当なし	いる	いない

(5)両立支援を行うための環境整備

ア 両立支援の基本方針の表明と労働者への周知、相談窓口を整備している。		いる	いない
-------------------------------------	--	----	-----

6 労働衛生教育の実施

ア 労働者を雇入れた時、又は作業内容を変更した時に、労働者に対し雇入れ時等の教育を実施している。		いる	いない
イ 危険有害業務従事者に対する特別教育を実施している。	該当なし	いる	いない
ウ 衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者、職長に対し、能力向上教育を実施している (おおむね5年ごとに)。	該当なし	いる	いない
エ 高年齢労働者に対し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく安全衛生教育を実施している。	該当なし	いる	いない

評価	「該当なし」の項目を除いた項目のうち		
	A 「いる」が 80%以上	B 「いる」が 50%以上～80%未満	C 「いる」が 50%未満

(注)「いいえ」とチェックした項目につきましては、これを契機に、見直しを行い、実施するように努めましょう。